

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	多度津町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.tadotsu.kagawa.jp/itwinfo/i3390

執行機関名 多度津町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和51年多度津町条例第5号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)別表第1第2の項 多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和51年多度津町条例第5号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第2条	多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和51年条例第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等について、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康の保持及び増進並びにその生活の安定を寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		多度津町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例